

令和5年度 就学援助費申請書兼同意書 (申請する方用)

教育委員会事務局総務部学事課長 宛

申請日 令和 年 月 日 (記入日を記載してください)

下記同意事項に同意し、令和5年度の就学援助費を申請します。なお、申請書及び添付書類の記載事項に相違ありません。

申請者氏名(保護者の方の署名)	申請者連絡先電話番号 (日中連絡のつく番号を記入してください)
-----------------	---------------------------------

住所 〒

学校受付日

【申請理由】(番号を○で囲んでください)

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1 現在、生活保護を受けている。 | 2 今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止された。 |
| 3 児童扶養手当を受給している。 | 4 令和4年の所得が基準額以下。 |
| 5 その他経済的に困っている。 | 6 家計が急変した。 |

【年度途中で申請する場合の申請事由及びその発生日】

〔事由〕 〔発生日〕 年 月 日

【口座情報】 就学援助費の振込に使用する口座の番号(1~3)のいずれかに○をつけてください。

※1の欄に斜線がある場合は、1を選択できません。2の新規登録口座及び修正登録口座の欄に○をつけ、口座情報を記入してください。
※1の欄に口座情報が記載済みの場合は、それが登録口座となります。変更がある場合は2の欄に○をつけ口座情報を記入してください。

1 登録済みの口座

登録済みの口座											
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 新規登録口座及び修正登録口座 (「世帯の状況」欄に記載のない方の名義の口座は登録できません。)

口座名義人(カナ)	銀行・農協 信用金庫・信用組合		本店 支店	預金種別	口座番号(右詰め)						
				1 普通							

3 口座がないため、学校経由での支給を希望

【添付が必要な書類】

【申請理由】の3を選択した方は、児童扶養手当証書の写し(有効期限、氏名等が確認できる面)※福祉医療証は証明書類として扱えません。

口座を新たに指定する場合は、その口座の通帳又はキャッシュカード等の写し(口座番号及び口座名義人がわかるもの)

※ 令和5年1月1日時点で川崎市に住民登録がなかった方、令和4年分の所得を申告していない方は、所得を証明する書類が必要となります。所得の証明書の発行は6月頃からとなりますので、令和5年4~5月の申請は、先に申請書のみを提出してください。6月以降、所得を証明する書類の提出が必要な方には、教育委員会からお知らせをいたします。

【同意事項】

- 教育委員会が下記「世帯の状況」欄の世帯員の住民基本台帳、市民税・県民税課税台帳、生活保護の受給状況、児童扶養手当の受給状況を照会すること。
- 就学援助が認定された場合はその旨を、認定されなかった場合はその理由(認定基準額超過の場合はその額)を学校に通知すること。
- 就学援助が認定された場合は、就学援助費の請求、受領及び返納を在籍する学校の学校長に委任すること。(口座情報の登録に関わらず、学校経由での支給となる場合があること。)
- 「世帯の状況」欄の記載事項(記載事項に変更が生じた場合は変更内容)を学校に通知すること。
- 転入があった場合に、教育委員会又は学校が、就学援助費の支給状況について、当該市区町村への照会又は通知を行うこと。

【世帯の状況】 (世帯状況については、前回の申請内容又は住民基本台帳を元に記載しています。)

※同一生計の世帯員を、同居・別居とも、全員記載してください。人数を増減させる場合は、以下のとおり修正してください。同一生計の世帯とは、
①同居している方(住民票の世帯が別の場合も含む)②単身赴任等で同居していないが、生活費等のやりとりがある方等も該当します。

【増やす場合】： 氏名、カナ、生年月日を空欄の行に書き加えてください。(その方の令和4年分の所得を証明する書類が必要)

【減らす場合】： 該当者の欄を二重線で消し、余白に理由を記載してください。

	氏名(漢字)	氏名(カナ)	生年月日	就学校名	学年	組
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

※この申請書(兼同意書)の記載内容については、就学援助事務のみに使用し、個人情報保護には十分配慮して取り扱います。

※市立小中学校のうち、世帯で年齢が最も上のお子様の学校に提出してください。(私立小中学校、高等学校、特別支援学校は対象外)

※申請の内容に虚偽等があった場合は、就学援助費を返還いただくことがあります。